

# 亀岡市空き家バンク登録の流れについて

## 1 相談 ~まずは、お気軽にご相談ください~

### 【要確認事項】

- 所有者が複数いらっしゃる場合、所有者全員の同意はありますか？
- 土地や建物の登記状況を確認してください。  
※登記の状況によっては、売却前に相続や所有権移転や用途変更などの手続きが必要となることがあります。(登記費用は所有者負担)

## 2 空き家バンクへの登録

### (1) 申込書の提出

#### 【申込時にご提出をいただく書類】

- 亀岡市空き家バンク登録申込書（指定の様式）
  - 亀岡市空き家バンク物件情報カード（指定の様式）
  - 土地登記事項証明書
  - 建物登記事項証明書
  - 公図
  - 地積測量図
  - 固定資産税及び都市計画税の納税通知書（写）
  - 本人確認書類（申込書を持参いただいた場合は確認のみ）
- 市役所地下1階の亀岡法務局証明サービスセンターで入手できます  
(要費用)

### (2) 物件調査

- 職員が物件の調査を行います。建物の安全性等の確認、登録後の案内に使用する写真撮影などをおこないます。

### (3) 登録

- 物件調査の結果、安全性に問題が無ければ登録を行います。同時に、空き家バンク利用希望者への案内やホームページへの掲載等を行います。

## 3 利用希望者の物件見学への協力

- 利用希望者の物件見学へできるだけ同席をお願いします。
- 物件見学時には、利用希望者が物件所在地の地域を見て回ったり、亀岡市が利用希望者を地域の区長さんへ紹介するなどしますので、あらかじめご了承ください。

## 4 契約

- 所有者と利用希望者で直接契約していただくことも可能ですが、トラブルの防止のため、宅建業者による仲介（媒介）をおすすめしています。  
※仲介を希望する業者に心当たりが無い場合、本市と協力協定を締結している（公社）京都府宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会京都府本部の会員を協会を通じて紹介することも可能です。